

デジタル規制改革推進の一括法について

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（2023年6月公布）

趣旨

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(※)を踏まえ、**デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進**するため、①デジタル社会形成基本法、②デジタル手続法、③アナログ規制を定める個別法の改正を行う。

(※)「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(2022年6月 デジタル臨時行政調査会決定)

- 代表的なアナログ規制7項目の見直し(①目視、②定期検査・点検、③実地監査、④常駐・専任、⑤書面掲示、⑥対面講習、⑦往訪閲覧・縦覧)
- フロッピーディスク等の記録媒体を用いる申請・届出等のオンライン化

改正のポイント

- 将来にわたってデジタル技術の進展等を踏まえた規制の見直しが自律的かつ継続的に行われることを担保**するため、**見直しの基本方針や具体的な施策**について定める。
- 一括見直しプランに基づくアナログ規制の見直し**を実現するため、**①書面掲示規制**(※)及び**②フロッピーディスク等の記録媒体に係る規制**について改正を行う。
(※) 7項目の規制の大部分は、政省令改正等により、法改正を要することなく見直しの実現が可能。法改正を行うものは、書面掲示規制が中心。

デジタル技術の進展等を踏まえた自律的・継続的な規制の見直しの推進に係る改正

デジタル社会形成基本法の改正

デジタル規制改革を国の基本方針として法定し、デジタル法制局のプロセス(※1)

に関連する規定を措置 ※1 新規法令等のデジタル原則適合性を確認するプロセス

国の基本方針として、デジタル技術の進展等を踏まえたデジタル技術の効果的な活用が規制により妨げられないようにするため必要な措置が講じられなければならないことを定めるとともに、当該見直しを重点計画の記載事項に位置付け。

(本改正により、規制見直しの方向性を明確に定め、デジタル法制局のプロセス等を重点計画に明記)

デジタル技術の効果的な活用、テクノロジーマップ(※2)の公表・活用に関連する規定を措置 ※2 デジタル技術と規制の見直し事項の対応関係を示したマップ

- ・ 国は、デジタル技術の進展等を踏まえ、デジタル技術を効果的に活用することができるようにするため必要な施策を講じなければならないこととする(地方公共団体は国に準じた努力義務)。
- ・ 内閣総理大臣(デジタル庁)は、規制の見直しに資する技術に関する情報(テクノロジーマップ等)について公表することとともに、国の行政機関等は当該情報を活用するよう努めなければならないこととする。

デジタル手続法の改正

(テクノロジーマップのイメージ)

- ①画像・データを遠隔で取得・提供
- ②画像・データの解析・診断・評価を自動化・機械化
- ③事態対処を自動化・機械化
- ④検査周期を延長・撤廃



記録媒体による申請等のオンライン化に係る改正

フロッピーディスク等の記録媒体による行政機関への申請等についてオンラインによる申請等を可能とするため、オンライン化を可能とする通則法であるデジタル手続法の適用範囲を拡大。

【改正前】

フロッピーディスク等の記録媒体を提出することとされている手続にはデジタル手続法が適用されない
⇒ オンラインで行うことができず、フロッピーディスク等の特定の記録媒体の使用義務

フロッピーディスク等の記録媒体の提出が必要



デジタル手続法の適用対象
= 同法によりオンライン可能

書面等

電磁的記録媒体
(フロッピーディスク等)

法令上オンライン不可

【改正後】

デジタル手続法の適用範囲を拡大し、フロッピーディスク等の記録媒体による手続についてもオンライン可能に

パソコン、スマートフォン等で手続が可能に



デジタル手続法の適用対象
= 同法によりオンライン可能

書面等

電磁的記録媒体
(フロッピーディスク等)

デジタル手続法の適用範囲を拡大

書面掲示規制の見直しに係る改正

特定の場所において書面で掲示されていたものについて、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも、必要な情報を確認できるようにすることで、利便性の向上を図る。

標識、利用料金等の掲示

【改正前】

事業所等での書面の掲示



※ 対応困難な一部の零細事業者等については、適用除外を措置（工程表において、将来に向けてデジタル化の取組を促していくことを明記）

【改正後】

インターネットによる閲覧を可能に



利用者保護や利便性、デジタルデバインドへの配慮の観点から、書面による掲示も維持

公示送達

【改正前】

掲示場等での書面の掲示



行政機関が私人に通知等を行うに当たり、その者の所在が不明である場合等に、一定期間、掲示（公示）をする制度

【改正後】

主務省令で定める方法（インターネットによる公表を想定）



利用者の利便性、デジタルデバインドへの配慮の観点から、現地での掲示も維持

掲示場等での書面の掲示



又は

事務所に設置したパソコン画面での表示



※ 2022年常会で民事訴訟法の公示送達についてデジタル化のための改正が行われており、本改正はこれを参考にしたもの

今後のスケジュール等

施行時期 原則として公布（=2023年6月16日）後1年以内

（公示送達のデジタル化は、民事訴訟法の公示送達制度の見直しの施行時期を踏まえ、公布後3年以内）